

第333回山形県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和4年12月23日(金) 13時30分～15時10分

2 場 所 山形県庁10階 1001会議室

3 出席者

会 長 國 方 敬 司

会長代理 島 軒 治 夫

委 員 鈴木 春 男 大 場 一 昭 高 橋 光 明

五十嵐 秀 樹 鈴 木 正 津 藤 真知子

今 野 亘 山 口 芳 彦

4 臨席者

山形県内水面漁業協同組合連合会 参 事 桂 和 彦

山形県内水面水産研究所 所 長 本 登 渉

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 課 長 加賀山 祐

5 事務局

山形県内水面漁場管理委員会 事務局 事務局長 佐 藤 年 彦

” ” 事務局次長 小佐野 利 彦

” ” 書 記 渡 邊 洋 子

” ” 書 記 伊 澤 幸太郎

6 開会・会長あいさつ

事務局次長 (小佐野補佐)	ただいまから、第333回山形県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 本日は、10名の委員全員の出席をいただいております、「山形県内水面漁場管理委員会規程」第7条に定める定足数を満たしていることを報告します。 それではまず、國方会長からごあいさつをいただきたいと思います。
國方会長	本日は、お忙しいところ第333回山形県内水面漁場管理委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。 本日の委員会では、「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可」等の5議案について審議を行う予定です。議事進行にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

7 議事録署名委員の選出

議長	では、次第に従いまして、私から議事録署名委員を指名させていただいてよろしいですか。
委員	(異議なしの声)
議長	それでは、第333回委員会の議事録署名委員は、高橋委員と今野委員にお願いいたします。
8 報告事項	
	【報告事項1】
議長	<p>次第の「3 報告事項」です。</p> <p>報告事項1は「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p style="background-color: #ffff00;">《資料に基づき説明》</p> <p>資料は本日配付した資料「報告事項1」になります。</p> <p>令和4年11月21日に、全国内水面漁場管理委員会連合会（以下「全内漁管連」）の東日本ブロック協議会が開催されました。昨年度と同様に、今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面による開催となりました。表決結果について、全内漁管連事務局である福島県内水面漁場管理委員会より報告がありましたので、報告いたします。</p> <p>議案につきましては、委員の皆様へ送付し、意見照会させていただきました。</p> <p>第1号議案 令和5年度提案項目（案）について、ア 第1回漁場管理対策検討会結果及び イ アンケート調査結果については、承認されました。</p> <p>ウ 提案項目検討・追加項目について、千葉県委員会より追加提案が3件ありました。追加提案の内容は3～5ページのとおりです。6ページが各県の意見のとりまとめ結果、7～9ページが各県の意見となっております。</p> <p>本県からは、今野委員より意見の提出があり、会長と調整の上、IV①の意見については「未提出」、IV②及びVの意見については「提出」と回答しております。</p> <p>IV①の千葉県委員会の意見は、「内水面漁業自体の魅力や異議、必要性を、広く国民に周知し、中でも児童生徒に対する確に伝える機会を設けること」という提案を、令和5年度提案項目素案に追加をするというものです。本県委員会の回答で「未提出」とした理由は、以前より、全内漁連・各県内水面漁連・各漁協において事業を展開しており、改めての提案は不要と考えるためです。</p> <p>また、IV②及びVの意見について「提出」とはしたものの、追加提案全般について「項目が増えて提案の内容が膨大になると、提案の趣旨がぼやけ実</p>

	<p>効性に欠けるものとなるおそれがある」旨、意見を添えています。</p> <p>議決結果は、提出が過半数を超えたため、東日本ブロック協議会から全内漁管連に提出することとなりました。</p> <p>第2号議案は、ブロック内照会・協議事項について、岩手県委員会及び福島県委員会より照会・協議事項があったものです。各都道府県の回答は、資料10、11ページの通りです。</p> <p>第3号議案は、次回開催県について栃木県で開催することで承認されました。</p> <p>報告は以上となります。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見あるいは御質問等ございましたら、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>特にないようでしたら、次に移ります。</p>
	<p>【報告事項2】</p>
議長	<p>報告事項2は「コイの放流承認について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (伊澤書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>コイの放流に係る会長専決承認について、報告します。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>内水面漁場管理委員会では、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、令和4年3月29日付け山形県公報に登載した委員会指示の通り、県内の公共水面及びこれと接続一体を成す水面におけるコイの放流を禁止しているところですが、内水面漁場管理委員会が承認した場合は除かれることとされております。</p> <p>10月に、県南漁協からコイの放流の承認申請がありました。</p> <p>申請のあった放流については、①放流場所は人工構造物等により指定水域からコイの侵入が困難であること、②放流水域に既に生息しているコイについて、これまでコイヘルペスウイルス病が発生していないこと、③放流するコイは種苗の由来や経歴、飼育記録からコイヘルペスウイルス病の感染履歴がないと考えられ、かつLAMP法による検査で陰性であること、の確認ができております。</p> <p>なお、令和3年9月には、今回申請のあった箇所と同じ川西町内の犬川及び米沢市の水窪ダムへの放流を承認しております。</p> <p>以上の点を総合的に考慮した上で、山形県内水面漁場管理委員会規程第11条第1項及び平成16年6月7日施行の「内水面漁場管理委員会の権限に属する事項のうち会長において専決処分することができるものの指定」により、会長の専決処分として、資料2ページのとおり承認しています。</p>

	<p>以上、コイの放流承認に係る専決処分について、山形県内水面漁場管理委員会規程第11条第2項の規定による委員会へ報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようでしたら、次に移ります。</p>
	<p>【報告事項3】</p>
議長	<p>報告事項3は「第五種共同漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について」です。水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課 (渡邊主査)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>資源管理の状況等の報告について報告をします。</p> <p>資料は、本日配付した「報告事項3」の資料です。1枚めくっていただいて、関係法令を御覧ください。漁業法において、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を、1年に1回以上、知事に報告しなければならないこととなっております。そして、知事は内水面漁場管理委員会に対し、報告を受けた事項について報告をするものとされております。</p> <p>内水面の共同漁業権について、各内水面漁業協同組合の令和3年分の資源管理の状況等の報告は、すでに提出され、委員会へも報告済みですが、内共第1号については両羽漁協と山形県漁協とが免許を共同で申請しており、代表である両羽漁協からのみ報告をもらっておりました。漁業権の免許切り替えに向けて確認等を行っている中で、共同申請をして免許を受けている場合、それぞれの漁協が報告を提出する必要があることがわかり、山形県漁協から報告があったものです。</p> <p>資料の3～4ページが、山形県漁協からの報告書です。1の資源管理に関する取組の実施状況としては、両羽漁協と同様に定めている漁業権行使規則のとおり、漁業の方法、禁止区域及び禁止期間等を定めて遵守しております。</p> <p>2の操業日数及び漁場の活用状況ですが、組合員行使権者数の7名は、山形県漁協の組合員で宮野浦地区に住所を有する者が該当しています。そのうち、ウグイ漁業の行使者が3名、フナ漁業の行使者が3名です。</p> <p>山形県漁協は、第五種共同漁業権の免許についての適格性を有していませんが、適格性が認められた組合の組合員以外の者の漁業を営む機会を確保する趣旨から、共同申請の手続きが定められており、山形県漁協は両羽漁協との共同申請により免許を受けております。</p> <p>3の遊漁券の発行については両羽漁協で行っており、両羽漁協の増殖事業報告書により報告済みです。令和3年は、雑魚の年券が76枚、日券が1枚、</p>

	<p>さくらますの年券が1枚という実績でした。増殖は、両羽漁協と共同で実施しており、具体的には増殖経費（稚魚等の購入代金の一部）を負担しています。</p> <p>漁獲量については、おおまかな数量とはなりますが、4ページのとおりです。すべて自家消費のため、金額は把握できておりません。</p> <p>山形県漁協においては、両羽漁協と共に資源維持等の取組みや増殖を行っており、漁場を利用していると認められることから、おおむね漁場を適切かつ有効に活用していると思われます。</p> <p>つきましては、資料の1ページのとおり、第五種共同漁業権に係る資源管理の状況等の報告について、漁業法第90条第1項に基づき漁業権者から報告があった事項について、おおむね適正と認めると報告します。</p>
議長	<p>ただいま水産振興課から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようでしたら、次に移ります。</p>
<p>9 議事</p>	
	<p>【第1号議案】</p>
議長	<p>議事に入ります。第1号議案「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」（諮問）を議題に供します。</p> <p>これは、最上漁協に係るものです。</p>
議長	<p>本議案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (伊澤書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>資料3ページをご覧ください。最上漁協から遊漁規則の変更認可の申請がありました。この申請内容が漁業法第170条第5項各号に該当するものであるか、当委員会の意見を聴きたいとする諮問が知事からありました。</p> <p>資料4ページをご覧ください。漁業法の遊漁規則に係る部分を抜粋したものととなります。漁業法第170条第3項の規定により、遊漁規則を変更するにあたっては、知事の認可が必要となります。また、同条第4項においては、認可申請があったときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないものとされており、このたびの知事からの諮問は、この規定に基づくものとなります。漁業法第170条第5項の規定では、遊漁を不当に制限するものではないこと、また遊漁料の額が、当該遊漁権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用額に比して妥当なものであること、の2点を満たすときは、知事は遊漁規則の変更を認可しなければならないこととされており、</p>

当委員会としても、この基準に基づいて適否を判断することとなります。

なお、不当に制限するとは、水産庁の運用通知によれば、遊漁者の遊漁について、漁業権者である各漁協が一方的に制限を加えるようなものを指しています。また、漁業者・遊漁者双方に制限を加えるものであっても、組合員の漁業に対する生活依存度等を考慮した必要最小限度のものでなければならぬものとされているところです。

続きまして、資料5ページをご覧ください。遊漁規則に関する資料となっております。一番下のフロー図をご覧ください。内水面漁協の総代会での議決された変更認可申請書は、県に提出後、内水面漁場管理委員会で審議を行い、この結果を知事に答申しますが、委員会からの答申で、遊漁を不当に制限するものではないと認められれば、漁協に対して変更認可を行う流れとなっております。

以上が手続き的なところの御説明になりますけれども、続きまして、中身の御説明に移りたいと思います。

資料6ページをご覧ください。最上漁協からの変更認可申請の概要となります。

申請内容の1点目は、7月中に堰堤付近でのアユ漁を禁止する規定を削除するものです。改正理由としては、堰堤付近の採捕禁止の撤廃を求める声が遊漁者からあることから、それに応え、遊漁者の拡大を目的として実施したため、となっております。

申請内容の2点目は、期間1年の竿釣りを対象とした一般遊漁料、いわゆる「年券」を既に購入した遊漁者が、投網による遊漁（最上漁協においては「特別遊漁」と呼称）を行う場合に追加納付すべき遊漁料の額を変更するものです。こちらの改正理由としては、年券の額を令和4年4月1日から改定した際、合わせて改正すべきところ、改正漏れがあったため、今回対応するものです。なお、令和4年4月1日以降、特別遊漁を希望する遊漁者は皆無であり、遊漁者へ実際に影響を及ぼすことは無かった旨、最上漁協から報告がありました。

以上が申請の内容ですが、施行の期日は、認可日からとなっております。資料8ページから19ページには、最上漁協からの変更認可申請書を添付しております。

第1号議案の説明は以上となります。御審議いただきまして、御異議なければ、資料7ページの通り、知事への答申を行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長

ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。

(質疑なし)

議長	特に御意見、御質問がないようでしたら、採決に入ります。 第1号議案について、資料7ページの案のとおり答申することとしてよろしいですか。
委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、案のとおり答申することとします。なお、答申文の字句の修正等については私に御一任願います。次に移ります。
	【第2号議案】
議長	第2号議案「令和5年度内水面漁業協同組合別目標増殖数量調査について」(協議)を議題に供します。
議長	本議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (渡邊書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>第2号議案 令和5年度内水面漁業協同組合別目標増殖数量調査について説明いたします。資料の21ページからになります。</p> <p>まず、概要を御説明いたします。漁業法第168条において、第五種共同漁業権の免許を受けた内水面漁業協同組合には水産動植物の増殖義務が課せられております。また、内水面漁協が第五種共同漁業権を取得した場合に、組合員でないもの(遊漁者等)との関係において、漁業権の行使を適切にするため、内水面漁場管理委員会が必要な委員会指示をするものとされております。このことにより、本県委員会では、内水面漁協の増殖行為には、遊漁者から徴収している遊漁料が充てられていること等も考慮しまして、内水面漁協に対して目標増殖数量を指示することとしております。当該指示を行うにあたっては、各漁業権漁場の状況や内水面漁協の活動等を考慮して目標増殖数量を決める必要があることから、委員会委員による現地での聴き取り調査を実施しております。</p> <p>2の調査内容ですが、各内水面漁協が提出する「増殖事業報告書」に基づき、現年度の増殖事業の実績、それから来年度の増殖計画について聴き取りを行うという内容になります。</p> <p>スケジュールとしましては、本日の委員会終了後に各内水面漁協に増殖事業報告書の作成を依頼します。1月に調査日程について委員のみなさまと調整をさせていただき、日程を決定したいと思います。2月には各漁協から事務局へ増殖事業報告書の提出がありますので、2月中旬から下旬にかけて委員による調査を実施したいと考えております。そして、3月の内水面漁場管理委員会で目標増殖指示数量を決議いただきたいと思っております。</p> <p>4のその他としまして、(1)令和5年度増殖数量についてですけれども、現行の漁業権の免許期間は、平成26年1月1日から令和5年12月31日までとなっておりますので、令和5年度の増殖数量指示は、現行の漁業権の対象となっている魚種について行うこととなります。(2)遊漁料その他収入の増加のための取組の確認については、令和2年からの方針で昨年度と同様ですけれども、代替放流等を実施せず、経営状況の悪化を理由として令和5年度計画数量の減少を要望する漁協に対しては、遊漁料その他収入の増加のためにと</p>

ってきた取組や、これからの取組予定を説明してもらうことで柔軟に対応するという方針です。

1枚めくっていただきまして、22ページが調査のポイントとなります。昨年度と同様の内容です。

まず、1の委員会指示と当年度の放流実績について調査を行います。

①増殖指示数量と放流実績を比較しまして、増殖指示数量以上の放流実績がある場合は問題ありません。もし、増殖指示数量以上の放流実績がない場合については、その分代替放流をしているかを確認します。

②代替放流の確認で、増殖指示数量に満たない分、何かしらの代替放流を行っている場合は、問題なしとします。増殖指示数量に満たない分、特に代替放流もしていない場合は、③増殖計画との比較も行います。増殖計画は、免許時の漁協の計画ですけれども、もし放流数量が増殖計画以上の場合は指示数量に満たなかった理由などを聴き取りします。放流実績が指示数量に満たず、代替放流も行わず、増殖計画よりも少ないという場合については、なぜ増殖実績が少ないかの原因・理由を詳細に聴き取りしていただきます。

実績が指示数量を下回る原因としては2に記載しているようなことが考えられ、事情によっては指摘・指導をしないこともございます。原因①で、例えば放流用種苗が確保できない場合、ワカサギ、ヒメマス、ウナギ等の安定供給が困難なものなどで、放流用の種苗が確保できなかったため指示数量の放流ができなかった場合は、やむを得ないものと判断します。原因②として、遊漁料収入が減少し、増殖経費が確保できない場合、自然災害などにより生じた場合はやむを得ないものと考えます。それ以外の場合は原因などの聴き取りをお願いいたします。原因③として、その他収入が減少し、増殖経費が確保できない場合についても、収入確保や運営経費の削減等について聴き取りや指導を行います。原因④として、その他、やむを得ない事情でない場合は、原因を確認のうえ、増殖指示を遵守するように書面や口頭で指導を行うこととなります。

そして、資料23、24ページには水産庁の通知から第五種共同漁業権について書かれているところを抜粋しております。23ページの第五種共同漁業について(7)②上から4行目ですけれども、増殖の定義が記載されております。積極的な人為的手段によって水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や滞留魚の汲み上げ放流や汲み降ろし放流も含まれるものです。ただ、漁期や区域の制限という消極的行為だけでは、増殖とはなりません。そして、毎年度の目標増殖量等について書かれているところに下線を引いております。漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が毎年その年度の目標増殖量等を各漁業者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示することとされております。本県委員会では、山形県公報に登載のほか、県ホームページにも掲載しております。委員会が目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産、災害による漁場の荒廃等、漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮する、と水産庁通知にも記載されております。

資料の25ページにつきましては、参考としまして昨年度実施しました日程を載せております。昨年度は庄内、置賜、村山、最上の4地区において3日

	<p>間で開催をしました。置賜と村山を同じ日に開催しております。今年度も日程調整のうえ、4地区で開催したいと考えております。</p> <p>26 ページ以降が、各漁協で作成する報告書・来年度の計画になります。様式は昨年度から内容の変更はありません。</p> <p>このような内容で調査を実施してよろしいか、御協議よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。</p>
島軒会長代理	<p>現在は、漁業権の免許の期間が10年間になっております。遊漁者も組合員も減少している中で、10年間維持していくのは非常に難しいと思います。10年ではなくて5年くらいにしてもらったほうがいいのではないかと思います。国の方へも話をしたことはあったと思うのですが、10年間というのはかなり厳しいので、御検討いただきたいと思います。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>本日の第4号議案とも関係してくることかと思いますが、免許の存続期間は10年間になっておりまして、やはり大変長い期間なのかな、と思います。そして漁業権の内容を定める内水面漁場計画に関しては、法律が改正になりまして、5年ごとに計画を作成することとなりました。なので、漁業権の内容としましては5年後に見直しをする機会があるので、たとえば魚種の変更や区域の変更の見直しという変更については5年後のタイミングになります。ただ、免許自体は10年間ですので、特段漁業権の内容に変更がなければ免許としてはそのまま存続となりますし、漁業権の内容に変更を加えれば、免許の申請をし直すか、変更申請をするか、改めての手続をすることになると思います。そして、指示数量については、その免許申請のときに漁協から提出があった増殖計画を参考にして数量を定めておりますけれども、水産庁の通知にもあるとおり、漁協の経済的な状況ですとか漁場の状況、組合員や遊漁者の状況をいろいろとお聞きしまして、毎年の判断をすることとなります。</p>
議長	<p>ほかに質問等はありませんか。</p>
大場委員	<p>質問ではないのですが、意見を申し上げます。</p> <p>漁業法第168条において、第五種共同漁業権の免許を受けた内水面漁業協同組合には水産動植物の増殖義務が課せられていることとなっております。しかし、災害、原発事故又は豪雨等の天災による漁場の荒廃の影響により増殖を行う意思があっても、漁業権者の責めに帰することができない事由により、実際に増殖行為を行うことができない場合については、法第169条第1項で規定する免許を受けた者が増殖を怠っていると認める必要はないとなっております。</p> <p>この5～6年前よりカワウの飛来が大変多くなっております。最近では、</p>

	<p>1,000羽、2,000羽の集団で飛んできて、各漁協が増殖努力しているアユ、サクラマス等を根こそぎ捕食している状況です。浅瀬ではサギが待ち構えており、放流魚は固まる習性がありますので、食い放題であります。カワウは1日500gを食べると言われております。10羽であれば、5kgの魚が食べ放題で、食われてしまう。放流はカワウの餌のためにやっているのか、と言う人もいます。内水面漁業協同組合連合会では、カワウの対策については、ドライアイスによる繁殖抑制とか、猟友会に捕獲を依頼しているところですが、第五種共同漁業権の免許を受けて増殖努力をしているのに、これは災害と同じではないかと言われかねない状況にあると思います。このような状態を漁場管理委員会は知っているのか、と言われた場合、漁場管理委員会でも話をしております、しかるべき行政機関にも要請したいと思っています、くらいは言えるようにしておく必要があるのではないかと私は思っております。そういう意見ですので、話を出させていただきました。</p>
國方会長	<p>委員会でもカワウの問題とかブラックバス等の外来魚の問題など危惧しているところで、山形県だけではなく全国的にも、カワウの被害をどうやって減らすかという研修会もやっているのですが、なかなか有効な手段がないという状況です。大場委員からいただいた意見については、この委員会でも何度もどうするのかということを考えていますが、決定打がなく非常に苦慮しているところです。</p>
島軒会長代理	<p>カワウを銃器で追払いをすると拡散してしまうんです。水窪ダムでは6月に2～3回銃器による駆除をしているのですが、カワウが川西町、南陽市の方にまで分散しているということもありますので、銃器でやるのはあまりよくない面もあります。ドライアイスでの繁殖抑制が一番良いのですが、なかなかできる場所が限られていますので、いろいろと大変な現状です。</p>
大場委員	<p>漁場管理委員会で対応はできないと思うので、関係部局に要請をして対応してもらえないのかなと思いますので、そのあたり漁場管理委員会の方からもよろしくお願いします。</p>
島軒会長代理	<p>ひとつは、国土交通省にも話をしています。魚がカワウから隠れる場所を確保してくださいと。今は全部コンクリートになっており、当然魚も隠れる場所がないので一網打尽となってしまう。やっているのは、大きな石を入れておいて、魚が隠れられるような対策をしている。何もやらないのではどうしようもないので、建設会社をお願いして、あちこちに大きな石を入れて隠れる場所をつくって対応をしています。</p>
國方会長	<p>対策を地道にやることと、できれば、きちんとした対応をとるべきとは思っています。緊急にどこかにきちんと要請できればいいと私も思います。一応、全内漁管連の要請項目にも入っているのですが、いろいろな項目も多いの</p>

	<p>で、関係省庁の方も大きな問題ととらえていないかもしれません。もっと全国レベルのところできちんと話し合いをして何が必要なのか決めた方がよいと考えます。</p>
大場委員	<p>各漁協で増殖のために一生懸命放流しても全部食べられてしまうのでは大変です。今日もみどり自然課に内水面漁業協同組合連合会として要望をしてまいりました。この委員会としても各担当部署にひとつ対応していただきたいという要請も必要ではないのかなと思います。</p>
高橋委員	<p>カワウのことですが、小国川の方にもずいぶんおられます。花火で一斉に鳴らしてやりました。そのときはいなくなります。でもすぐに戻ってきます。それで、花火だと講習会が必要で打つ人が限られます。私のところでは、昔の運動会のピストルを2丁買ってきて撃ってもらいます。花火と同じくらいの音がします。それであっち行ったりこっち行ったりしていますけれども、シーズン中はそれでなんとかカワウの対策をやっています。</p> <p>各漁協が対策を練ってその上でさまざまな機関が応援してくれるというようにしていかないと、飛んで歩くものなのでどうしようもないというのが現状です。</p>
國方会長	<p>漁協にも努力していただき、そういう各機関にもきちんと要請して対策をとってもらわないとなかなか前に進んでいかないと思っております。</p> <p>できるだけいろんな機会をとらえて要望したり努力していただいたり、そのようなことを重ねていくしかないのかなと思います。</p>
議長	<p>ほかにはございませんでしょうか。それでは、ないようでしたら、採決に入ります。</p> <p>第2号議案について、事務局案のとおり進めることとしてよろしいですか。</p>
委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、事務局案のとおり進めることとします。次に移ります。
	【第3号議案】
議長	第3号議案「河口部における内水面と海面との境界線について」(諮問)を議題に供します。
議長	本議案について、水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課 (渡邊主査)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p>(諮問文読み上げ)</p> <p>内容につきまして、御説明いたします。河口部における内水面と海面の境界線については、これまで本県では明確にしてきておりませんでした。一般</p>

的に「河口の兩岸を結ぶ線」とされておりますが、物標等で明確に区分されておらず、また、河口は大きく形状が変化することもありますので、誤解を招かない場所で釣りをするように遊漁者へは説明をしていたところです。

このたび、河口部における内水面と海面の境界線の考え方を整理し、境界線を明確にできる河口については緯度経度表記により境界線を明確にしたいと考えております。

資料の 38 ページをお開きください。水産庁の通知や漁業法の解説において、1 のとおり、河口の取扱いについて記載があります。内水面と海面の境界線を決める場合には、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の意見を聴くこととされております。

2 の内水面と海面の境界を定めることの効果ですが、大きく 2 つの点があります。一つ目は、漁業権の漁場区域の点です。境界を明確にすることで、内水面・海面それぞれの共同漁業権の及ぶ範囲が明確になります。二つ目は、漁業調整規則上の内水面・海面の境界が明確になることです。漁業調整規則では、内水面及び海面それぞれの禁止漁法、水産動植物の採捕の制限などを定めていますが、その規制が及ぶ範囲が明確になります。

次の議題である「内水面漁場計画（案）について」に関わりますが、3 の内水面漁場計画作成に向けた整理としましては、漁場の区域において、河口がある場合には、河口部の境界線は「河口部の兩岸を結ぶ線分」であることを明記し、ただし、遊漁者から内水面と海面との境界に関する問合せが多く、かつ形状の変化に左右されない河口（月光川及び最上川）については緯度経度表記することとします。

4 の緯度経度表記による境界線の効力発生日ですが、両委員会に意見を聴いた後に県が決定することとなります。本日、内水面漁場管理委員会に諮問し、内水面漁場計画（案）についての答申とあわせまして、令和 5 年 3 月の委員会において答申をいただきたいと考えております。なお、10 月に海区漁業調整委員会に同内容を諮問しており、両委員会からの答申の後、境界線を決定します。

周知期間を設けて、海面の共同漁業権の免許日とあわせて令和 5 年 9 月 1 日から効力発生という案で考えております。

資料の 37 ページを御覧ください。こちらが、諮問で御意見をいただく（案）となります。河口部における内水面と海面の境界線の考え方は、一般的に解されている「河口部の兩岸を結ぶ線」とし、内水面と海面との境界線に関する遊漁者からの問合せが多い河口で、かつ形状の変化に左右されない河口につき、内水面と海面の境界線を緯度経度により明確にする。境界線の決定にあたっては、河川管理の位置を基本とし、河口部の兩岸の位置を特定できる箇所について緯度経度を計測し、決定することとします。

境界線を明確にする河口としましては、月光川河口と最上川河口について、四角で囲んであるとおり、左岸と右岸の緯度経度を明確にして境界線を決定することとします。

資料 39 ページが月光川河口区域図、40 ページが最上川河口区域図です。月光川河口については、河川管理の位置とあわせ、区域図の青の線を境界線とします。最上川河口についても、河川管理の位置とあわせ、40 ページの区域図では赤の線で表示をしているところを境界線とします。海面の共同漁業

	<p>権に関することですが、海面の漁業権消滅区域と若干重なる区域が生じるため、国土交通省酒田港湾事務所及び県港湾事務所とも協議をし、了解を得ております。</p> <p>境界線を決定しましたら、関係者への通知や県のホームページへの掲載、そのほか釣具店への周知などを考えております。また、現場にも目印を付けることを検討しています。</p>
議長	<p>ただいま水産振興課から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。</p>
山口委員	<p>境界の件については、県の河川砂防課の了解のもとにやっているのでしょうか。</p>
水産振興課 (渡邊主査)	<p>河川管理者とも事前に調整をしております。</p> <p>また、内水面漁場計画（案）の諮問と並行してですが、内水面漁場計画において月光川の河口と最上川の河口を明確にするということで、関係機関へ文書にて協議も行っております。</p>
議長	<p>ほかに質問等はありませんか。</p> <p>第3号議案については、次回の委員会で答申することとし、本日はこれまでとしてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>では、そのように進めさせていただきたいと思います。次に移ります。</p>
	<p>【第4号議案】</p>
議長	<p>第4号議案「内水面漁場計画（案）について」（諮問）を議題に供します。</p>
議長	<p>本議案について、水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課 (渡邊主査)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>41 ページをお開きください。諮問文を読み上げさせていただきます。 (諮問文読み上げ)</p> <p>43 ページからが、内水面漁場計画（案）です。</p> <p>内容について御説明いたします。57 ページをお開きください。令和5年度に第五種共同漁業権及び区画漁業権の免許切替えを迎えることから、県では内水面漁場計画の作成手続きを進めております。第五種共同漁業権は、現行では28件免許しており、次回の免許期間は令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。コイやにじますの養殖を行っている区画漁業権は、現行では7件免許しており、次回の免許期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間となります。</p> <p>知事は、その管轄に属する内水面について、5年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとされています。「5年ごと」に定めることとされているのは、漁場の環境、漁場の利用状況等の変化を踏まえて、一定の期間ごとに漁場計画を見直し、現状に適する漁場計画を策定することが重要であるためです。</p>

このため、漁業権の存続期間が10年である漁業権についても、5年ごとに、利害関係者の意見を聞き、内水面漁場管理委員会の意見を聞いた上で、内水面漁場計画を定める必要があります。ですので、共同漁業権の免許の存続期間は10年間ですが、5年後に漁業権の内容を見直すこととなります。

なお、内水面漁場計画には、共同漁業権の内容と区画漁業権の内容を定めることとなりますが、共同漁業権について先に計画に定め、その後に区画漁業権について計画に追加をするという流れで手続きを行いたいと考えております。

58ページに移りまして、3 内水面漁場計画作成のスケジュールについてです。令和3年度に各内水面漁業協同組合より漁業権行使状況実態調査として、報告書を提出してもらいました。その報告書の内容も踏まえ、令和4年7月から8月にかけて、各内水面漁業協同組合より聴き取り調査を行い、その後、調整や確認作業を進めてきました。改正後の漁業法において、漁場計画の作成の手續が規定されており、漁業法第67条第2項において準用する同法第64条第1項により、利害関係人の意見聴取を行うこととなりました。内水面漁場計画（素案）を作成し、11月16日から12月12日まで、パブリック・コメントを実施したところ、意見の提出はありませんでした。パブリック・コメントでの意見はありませんでしたが、各漁協への再確認等を行い、内水面漁場計画（素案）に一部修正を加え、内水面漁場計画（案）を作成しました。内水面漁場計画（案）について、本日、12月23日に委員会へ諮問し、委員会は、内水面漁場計画（案）の諮問に対し意見を述べるときには、公聴会を開き、当該内水面において漁業を営む者その他の利害関係人の意見を聴くこととなっております。第5号議案で協議をさせていただきますが、令和5年2月に公聴会を開催する予定です。令和5年3月の委員会で、内水面漁場計画（案）に係る答申をいただき、内水面漁場計画の作成・公示を行います。令和5年度に免許の申請があり、審査等を行い、令和6年1月1日に免許の切替えを迎えることとなります。

59ページ、60ページに、現行の漁業権免許内容からの変更点をまとめております。下線を引いている箇所は、素案から変更を加えた箇所になります。なお、63ページ以降に、内水面漁場計画（案）の変更点を見え消しとしたものを載せておりますので、こちらも参考に御覧ください。

現行の免許内容からの変更点ですが、まず漁場の区域について変更があります。内共第26号（小国町漁協）において、漁場の区域に4河川を追加しております。内共第26号の漁場の区域は、荒川、玉川、横川及びそれらの支流となっており、小支流や小々支流は漁業権の漁場とはなっておりません。横川の支流の明沢川（みょうざわがわ）の支流（横川の支流）の桜川、その支流の間瀬川（まぜがわ）と森残川（もりのこしがわ）、横川の支流の大石沢川（おおしざわがわ）の支流（横川の支流）の樺沢川（かばざわがわ）については、これまで小国町漁協がイワナの放流をおこなってきており漁場として活用していることから、小国町漁協から漁場の区域に追加の要望があり、実態に合わせて、漁場に追加するものです。91ページ、92ページに関係地図を載せております。

漁場の区域から削除するものとして、内共第17号（赤川漁協）の爪田沢（藤島川の支流の今野川の支流）については、漁協より漁業権の漁場としなくて

よい旨要望があり、この度削除しています。内共第 18 号（赤川漁協）の小沢川については、漁業権の漁場として設定した昭和 58 年の資料を確認したところ、梵字川（ぼんじがわ）の支流の小沢であることがわかりました。関係地図を 90 ページに載せております。梵字川の支流ですので、赤川の小支流ということでもともと漁場に含まれておりますので、記載不要となります。

漁場の区域の表記の変更ですが、内共第 1 号（両羽漁協・県漁協）と内共第 16 号（最上川第八漁協）の区域の表記で、現在管理されていない標柱は削除しました。

内共第 13 号（最北中部漁協）と内共第 15 号（最上漁協）の漁場の境界について、明確になるよう表記を修正しました。関係地図を 89 ページに載せております。最上川について、鮭川（さけがわ）との合流点から上流 800 メートルの地点と下流 800 メートルの地点を境界としていました。しかし、最上川・鮭川の合流点を確認したところ、地形上の合流地点から、鮭川寄りに設定されていることが判明しました。資料 89 ページの合流点標識は正確な合流点ではありませんが、目安となるものです。そのため、最上川・鮭川合流点から下流 800 メートルの地点は、確定できるものの、上流 800 メートルの地点は合流点から単純に遡上することができず確定できないため、合流点から下流 800 メートルの地点を基点として、そこから上流 1,600 メートルの地点という考え方・表記で整理しました。なお、実際の場所にはわかりやすい目印がないため、実際の位置については両漁協とともに今後確認し共有することとしております。

内共第 15 号（最上漁協）の泉田川については、内共第 13 号（最北中部漁協）と漁場区域が重複する記載であったため、表記を修正しました。

内共第 20 号（月光川養漁協）の百々沢川（どどざわがわ）については、これまで野沢川としておりましたが、百々沢橋の位置及び川の名称を確認したところ、正しくは野沢川の支流の百々沢川でしたので修正するものです。実態には変更ありません。

河口については、第 3 号議案で御説明したとおりです。

次に（2）の漁業の名称（漁業権の対象となる魚種）ですが、漁協からの要望や聴き取り調査により、削除・追加をしました。

コイ、フナ、ウナギ、ニジマス、ヤツメウナギなど、採捕者がほとんどいない魚種や増殖を行わない魚種について、漁協の要望により削除しました。

魚種の追加では、内共第 3 号（西置賜漁協）にワカサギを追加します。素案作成後に西置賜漁協から要望があったものです。ワカサギについては、白川ダム域の魚類調査において生存が確認されており、白川ダムのダム湖を活用してワカサギの増殖を行い漁場として活用する計画です。また、長井ダムのダム湖においても増殖を実施する考えです。内共第 11 号（小国川漁協）にウナギを追加しております。現在もウナギがかかることがあるということですが、ウナギが生息する小国川であってほしいため、漁業権魚種に追加し今後増殖を行う計画です。なお、小国川漁協では内共第 12 号においてこれまでウナギを放流していましたが、内共第 12 号は免許更新を希望しない考えであ

	<p>り、内共第 11 号にウナギを追加したいとのことです。内共第 23 号、第 24 号、第 25 号（温海町内水面漁協）に、モクズガニを追加します。これまでも放流を行ってきており、今回の免許切替えを機に追加するものです。</p> <p>60 ページをお開きください。関係地区について、変更を加えております。関係地区について、四角の中に記載しております。共同漁業は、その漁業権の「関係地区」の漁業者が共同して漁場を利用するものであり、漁場計画に定める「関係地区」とは、自然的及び社会的条件により当該漁場が属すると認められる地区をいいます。各漁協の定款で、組合員になることができる「組合の地区」を定めていますが、組合の地区が関係地区に含まれていないものがありました。組合員として漁場を利用している実態に合わせて、組合の地区を関係地区に追加するものです。なお、現行の漁業権の内容では、各漁協の関係地区が重複しないように設定しておりましたが、今回の変更により、関係地区が重複するところがありますが、問題はございません。</p> <p>（４）標記の変更として、記載の統一や住所表記の修正をしております。</p> <p>５の漁業権の免許更新を希望しないものですが、内水面漁場計画作成のときにおいて適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、おおむね等しいと認められる漁業権を漁場計画に設定する必要があるため、漁協が免許更新を希望しないものについても、内水面漁場計画（案）に記載しております。内共第 12 号（小国川漁協）の舟形字十二河原地内にある溜池（舟形沼）は、コイ、フナ、ウナギが漁業権に設定されておりましたが、コイはKHVのため放流していない状況であり、漁協で検討した結果、免許更新は希望しないということです。内共第 14 号（最北中部漁協）の山屋堤があります。ここは、近くの学校でも立入が禁止されており子どもたちが釣りに行くことはなく、また沼の管理者（土地改良区）でもフェンス等を設置しており、釣り人が立ち入らないとのことです。</p> <p>説明は以上になります。</p>
議長	<p>ただいま水産振興課から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。</p>
	<p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ほかに質問等はありませんか。</p> <p>第 4 号議案については、次回の委員会で答申することとし、本日はこれまでとしてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>では、そのように進めさせていただきたいと思います。次に移ります。</p>
	<p>【第 5 号議案】</p>
議長	<p>第 5 号議案「内水面漁場計画（案）にかかる公聴会の開催について」（協議）を議題に供します。</p>
議長	<p>本議案について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局
(渡邊書記)

《資料に基づき説明》

内水面漁場計画（案）にかかる公聴会の開催について御説明いたします。
資料 93 ページをお開きください。おおまかなスケジュールですが、本日、内水面漁場計画の案について委員会への諮問があり、今後、委員の皆様の日程調整後、1月に公聴会の開催公示、2月に公聴会を開催する予定です。そして、3月の委員会において、内水面漁場計画（案）について答申をいただく流れとなります。

94 ページをお開きください。第4号議案で、内水面漁場計画（案）の諮問をしましたが、漁業法第67条第2項で準用する同法第64条第5項により、内水面漁場管理委員会は、漁場計画の案について意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公開して公聴会を開き、漁業を営むもの等利害関係人の意見を聞かなければならないと定められております。また、漁業法施行規則第23条第1項において、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を委員会に申し出なければならずとされております。これは、令和2年の漁業法等の改正により、新たに規定されたものです。そして、意見の申し出をした者が多数あるときには、意見を述べることができる者の人数を制限することができることとされております。

95 ページに公聴会の開催計画を載せております。95 ページの一番下に、参考として前回の日程等を記載しております。前回（平成25年）は、庄内・置賜・村山・最上の4地区で開催しました。公述人は、漁業権設定希望者の各漁協組合長等が出席しておりました。記録を見ますと、所要時間は15分から40分程度でした。

今回の公聴会について、(1)の開催日程、(2)の開催場所ですが、令和5年度内水面漁業協同組合別目標増殖数量調査と同日・同会場にて開催したいと考えております。出席者については、公述人は、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人で意見を述べようとする者として、各内水面漁協へ公聴会の開催通知はしますが、内水面漁場計画の案に対して意見がない場合は、出席は不要とします。公述人がいない場合であっても、公聴会自体は開催します。

増殖数量調査（聴き取り調査）と同日に公聴会を開催する場合の開始時刻等のイメージを表に記載しております。昨年度の増殖数量調査は、45分刻みで各漁協の聞き取りを開始しておりましたが、開始時間を若干早め、40分刻みで各漁協の聞き取りを開始することとし、増殖数量調査（聴き取り調査）終了後に公聴会を開催する案です。具体的な日時や場所、出席する委員については、今後日程調整をさせていただいて、決定したいと思っております。

96 ページに、公示の案をお示ししております。県内4地区について開催することとし、期日及び場所が決まり次第、公示します。付記として、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を書面に記載し、住所、氏名、電話番号を明記の上、委員会事務局へ提出することを記載したいと思っております。

公聴会の開催の公示については、97 ページの公聴会に関する手続き規定の第4条で、県の公報に記載か掲示かのいずれかの方法によるものとされてお

	<p>りますが、公報への登載と掲示の両方を行い、県ホームページでも開催日時等を掲載し周知する予定であります。</p> <p>93ページにもう一度もどっていただきまして、今後のスケジュールですが、1月上旬までに委員の皆様の日程調整をさせていただき、1月中旬に開催日時等を決定し、公示したいと考えております。開催の公示に、意見の提出について付記し、意見の提出期日が2月上旬、公聴会の開催が2月中旬から下旬というスケジュールで考えております。</p> <p>この内容で公聴会の開催計画を進めてよろしいか、御協議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。</p>
大場委員	<p>公聴会で意見を述べる者は、前もってその趣旨を文書で提出するということになっているようですが、過去に公聴会で意見を述べた者がいるかどうかはわかりますか。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>過去のものすべては確認していませんが、前回の公聴会では「異議なし」ということで全て終わっていたようです。</p>
大場委員	<p>そうすると、前もって意見が出されなかった場合には、95ページの公聴会への委員の出席は必要ないということでしょうか。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>公聴会自体は開催をしなければいけないので、公述人がいないとしても開催はします。</p> <p>前回の10年前の公聴会のときは5名ないし6名の委員が出席されておりました。95ページの出席者のところで、委員5～6名ということを書いておられますが、事前の意見の提出等の状況に応じて人数は調整したいと思っております。</p>
大場委員	<p>漁協の①、②、③というのは、各地域の漁協の組合長等ですか。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>そうです。①、②、③と書いているところは増殖数量聴き取り調査になりまして、先ほどの第2号議案のとおり聴き取り調査を行って、そのあとの時間に公聴会を開催したいと考えております。</p>
議長	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
國方会長	<p>97ページの公聴会に関する手続規程の第4条第2項で、前項の公示は次に掲げるいずれかの方法によるものとするということで、県の公報又は広報に記載とありますが、公報と広報とは別なのでしょうか。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>県の公報は、県公報ということで週に2回県で発行しているもので、広報は県の広報誌の「県民のあゆみ」のことです。本県では、県公報への登載をしており、今回は公報登載と掲示と両方したいと思っております。</p>

議長	ほかに質問等はありませんか。ないようでしたら、採決に入ります。 第5号議案について、事務局案のとおり進めることとしてよろしいですか。
委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、事務局案のとおり進めることとします。次に移ります。
10 その他	
議長	次第の「5 その他」です。 委員の皆様から何かございますか。
鈴木(正)委員	先ほどカワウの話が出たのですが、私の知っているところで、会社の中に野生の鳩、土鳩が入ってきて、その駆除をするために、鷹匠に小型の鷹を飛ばしてもらおうようです。カワウの場合も天敵が鷹などの猛禽類であれば追払いは可能なのかなと思ひまして、その鷹匠の方に話を聞いてみたいと思っています。次回委員会の時までにはその結果についてはお知らせしたいと思ひます。 本来であれば、カワウがこれだけ増殖しているということは、天敵がいなくなっているということが考えられます。天敵が何なのかは、あいにく鳥類に詳しい人が知り合いにはいませんので、誰かわかる人がいれば話を聞いてみたいと思ひます。
國方会長	考えてみればカワウがなぜこんなに増えているのか、たしかに天敵が減ったと推測できます。
島軒会長代理	水窪ダムでカワウの追い払いのために猛禽類の鳴き声をテープに入れて流したことがありますが、まったく効果ありませんでした。そのときは動くのですが、すぐ戻ってきます。鷹匠にお願いしてやるのは非常にいいことだと思います。
鈴木(正)委員	補足ですけれども、カラスもあちこちで多いのですが、カラスよりも一回り大きいぐらいの鷹を飛ばすとその場所には来なくなると話を聞いています。カワウは結構大きいので、オオタカくらいでなければだめなのかわかりませんが、話はしてみたいと思ひます。
議長	そのほかいかがでしょうか。何かしら試みることは大事だと思います。
議長	事務局や県からは何かありませんか。
事務局・県	(なし)
議長	ないようでしたら、これで本日の議長を辞させていただきます。議事進行にあたり、皆様からご協力をいただき誠にありがとうございました。

11 閉会	
<p>事務局次長 (小佐野補佐)</p>	<p>國方会長、ありがとうございました。</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。先ほど、事務局から説明させていただいたとおり、2月には、各漁協に対する増殖指示数量のヒアリングと、内水面漁場計画（案）にかかる公聴会が予定されているところです。詳しい日程など決まったら改めてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第333回山形県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。</p>